

証券コード 9854
2026年6月3日

株 主 各 位

大阪市天王寺区大道四丁目9番12号
愛 眼 株 式 会 社
代表取締役社長 佐々昌俊

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.aigan.co.jp/corporate/ir/other/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9854/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「愛眼」又は「コード」に当社証券コード「9854」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」（4階）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・ ご来場いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・ ご来場いただいた株主様へのお飲み物のご用意はございません。

# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により個人消費は緩やかな持ち直しの動きがみられたものの、物価上昇の継続により、消費者マインドは足元では弱い動きとなりました。一方で、米国の通商政策の動向や、中東情勢等の地政学リスクの長期化に伴う原材料価格の高騰及び為替相場の変動による景気の下振れ懸念等、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、「お客様の暮らしを、より快適に、より豊かにする企業となることを目指し、安心の技術、納得の商品、気持ちに寄り添うサービスを提供します。」を経営方針に掲げ、「目と耳の健康を守る」ことを社会的使命・責任と位置づけ、顧客体験価値の最大化に努めております。また、業務効率化、働き方改革、女性活躍推進等の組織・人材面の施策も推進し、柔軟かつ積極的な組織づくりに取り組んでおります。

当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高15,283百万円（前期比2.8%増）となりました。売上総利益率は、商品仕入れコストの上昇、割引セールやポイント付与サービス等の販売戦略上の影響があったものの、一部商品の価格改定や品目別売上構成比の変化により1.2ポイント上昇しました。

この結果、営業利益は225百万円（前期は営業損失128百万円）、経常利益は300百万円（前期は経常損失47百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は155百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益3百万円）となりました。

当社グループにおける事業セグメントごとの状況は次のとおりです。

なお、当連結会計年度の期首より、「海外眼鏡販売事業」の報告セグメント区分を廃止しております。これは、前第2四半期連結会計期間において、海外眼鏡販売事業から撤退したことによるものであります。これにより、当連結会計年度の期首より「眼鏡小売」及び「眼鏡卸売」の2つの報告セグメント区分となっております。

## 【眼鏡小売事業】

国内眼鏡小売事業につきましては、長年培ってきた視力・聴力補正技術や高い専門性を要する商品提案力・接客・サービス力を結集した「愛眼ブランド」の信頼性と独自性の向上に取り組んでおります。

売上高につきましては、既存店を中心とした販売力向上に注力した結果、全体では前期比で増収となりました。主力品目の眼鏡はレンズ付き販売価格の引き上げに加え、超薄型レンズや撥水・UV等のコーティング、調光機能等のレンズオプションの提案販売が好調に推移し、前期比で3.3%の増収となりました。準主力品目の補聴器は、お試しレンタルやアフターサービスが好調で、前期比で7.0%の増収となりました。同じく準主力品目のサングラスは、猛暑の中で紫外線対策に対する関心が増えたものの、同業他社との競争激化の影響があり、前年並みとなりました。

販売促進面につきましては、お客様視点を第一とした商品開発に注力し、高品質で満足度の高い商品ラインナップを充実させました。さらに、新聞折り込みチラシ・DM・雑誌・ラジオ・動画・WEB広告・各種SNS等、複合的なメディアを活用した情報発信や、店舗特性に応じたマーケティング施策の強化によりブランド認知度向上を図っております。店舗オペレーションでは、タブレット端末や接客サポートシステム等のDX推進により効率性向上と顧客接点拡大に努めております。ネット通販事業につきましては、自社ECサイトに加え楽天市場ECモールへの出店や取扱商品の拡大に注力しております。

人材教育面につきましては、従来の教育指導に加え、2022年創設の国家検定資格である「眼鏡作製技能士」の資格取得を推進し、また、補聴器技能者育成のため「認定補聴器技能者」の資格取得にも注力しております。

店舗につきましては、既存店舗のスクラップ&ビルドにより神奈川県海老名市、岐阜県山県市、京都府城陽市、大阪府大東市に各1店舗、計4店舗を新規出店しました。また、出店するショッピングセンターの閉館や館内のゾーニング変更等により7店舗を閉店、既存店の活性化を目的とした改装を10店舗で実施しました。

この結果、売上高は14,930百万円（前期比3.3%増）、セグメント利益は228百万円（前期はセグメント損失108百万円）となりました。

**【眼鏡卸売事業】**

眼鏡卸売事業につきましては、新商品の投入や販売支援による既存取引先との関係強化、新規取引先の開拓に努めております。

この結果、売上高は352百万円（前期比12.7%減）、セグメント損失は4百万円（前期はセグメント損失5百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、総額226百万円となりました。その主なものは、既存店舗の改装などであります。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、米国の通商政策の動向や中東情勢等の地政学リスクの長期化に伴う原材料価格の高騰など、不安定な国際情勢の中にあります。一方、国内においては、賃金・雇用情勢の改善や各種政策の効果で、ゆるやかに回復しているものの、物価高の影響が長引けば、消費支出の低迷に繋がる懸念があり、先行きの見通しは依然として不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社は、社会情勢の変化を見据えた取り組みを引き続き強化し、組織面におきましても、業務の効率化と働き方改革をさらに推進してまいります。

眼鏡小売事業につきましては、お客様のニーズに最適な商品の品揃えの充実を図るとともに、見える事聞こえる事の大切さを通じて自己表現の楽しさを感じていただき、顧客体験価値の最大化に取り組んでまいります。体験していただくことで「新規顧客の獲得と固定化」「既存顧客のロイヤルカスタマー化」を構築し、お客様の信用・信頼の獲得に努めてまいります。また、お客様のニーズや利便性の観点から自社のECサイト、楽天市場のECモールや通販の取扱商品の拡大等により、ネット通販事業の強化に引き続き取り組んでまいります。

人材教育面につきましては、視力・聴力補正技術、商品提案、接客・サービスに関する従来からの従業員向け教育指導に加えて、既に取得済みの「認定眼鏡士」資格から、2022年に創設された国家検定資格の「眼鏡作製技能士」への切り替えを順次進めており、また、補聴器の技能者育成のため「認定補聴器技能者」の資格取得にも注力してまいります。

店舗につきましては、新規出店や、既存店の活性化を図るための改装・補修を計画しております。

眼鏡卸売事業につきましては、新商品の投入や販売支援を通じて得意先との深耕を図るとともに、新規取引先の開拓に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、こうした当社の取り組みに対するご理解を賜りますとともに、今後とも相変わりがせぬご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                                   | 第63期<br>(2023年3月期) | 第64期<br>(2024年3月期) | 第65期<br>(2025年3月期) | 第66期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年3月期) |
|-------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                            | 14,198             | 14,658             | 14,863             | 15,283                          |
| 経常利益又は<br>経常損失(△) (百万円)                               | △385               | △59                | △47                | 300                             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) (百万円) | △803               | △181               | 3                  | 155                             |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円)                     | △41.39             | △9.36              | 0.17               | 8.01                            |
| 総 資 産(百万円)                                            | 13,991             | 14,079             | 13,854             | 14,286                          |
| 純 資 産(百万円)                                            | 12,144             | 12,103             | 12,011             | 12,276                          |
| 1株当たり純資産額(円)                                          | 625.78             | 623.67             | 618.94             | 632.57                          |

#### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                               | 第63期<br>(2023年3月期) | 第64期<br>(2024年3月期) | 第65期<br>(2025年3月期) | 第66期<br>(当事業年度)<br>(2026年3月期) |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                        | 13,969             | 14,522             | 14,737             | 15,157                        |
| 経常利益又は<br>経常損失(△) (百万円)           | △332               | △23                | △41                | 302                           |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (百万円)         | △788               | △174               | △32                | 158                           |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円) | △40.64             | △8.99              | △1.67              | 8.16                          |
| 総 資 産(百万円)                        | 13,890             | 14,002             | 13,783             | 14,220                        |
| 純 資 産(百万円)                        | 12,090             | 12,052             | 11,961             | 12,228                        |
| 1株当たり純資産額(円)                      | 622.96             | 621.05             | 616.33             | 630.12                        |

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

| 会 社 名    | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------|-------|----------|---------------|
| ネオック株式会社 | 64百万円 | 100.0%   | 国内における眼鏡小売    |

当社グループは、眼鏡・補聴器・サングラス・その他関連商品を取り扱う眼鏡専門店チェーンを展開しております。

① 当社  
・本社：大阪市天王寺区  
・店舗：眼鏡店 210店舗

② 子会社  
ネオック株式会社  
・本社：大阪市阿倍野区  
・店舗：眼鏡店 5店舗

|             |             |
|-------------|-------------|
| 従業員数        | 前連結会計年度末比増減 |
| 666 (393) 名 | 17名減 (4名増)  |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を  
外数で記載しております。

| 従 業 員 数     | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数  |
|-------------|-----------|---------|---------|
| 659 (385) 名 | 17名減(3名増) | 46歳11ヵ月 | 21年11ヵ月 |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を  
外数で記載しております。



(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 21,076,154株  
(自己株式1,669,439株を含む)  
(3) 株主数 25,132名  
(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 有 限 会 社 佐 々 興 産                                                    | 2,138千株 | 11.02%  |
| 愛 眼 従 業 員 持 株 会                                                    | 949     | 4.89    |
| 愛 眼 共 栄 会                                                          | 841     | 4.34    |
| ベ ス ト メ デ ィ カ ル<br>サ ー ビ ス 株 式 会 社                                 | 740     | 3.82    |
| THE CHASE MANHATTAN<br>BANK, N. A. LONDON<br>SPECIAL ACCOUNT NO. 1 | 675     | 3.48    |
| 下 條 三 千 夫                                                          | 545     | 2.81    |
| 佐 々 栄 治                                                            | 482     | 2.49    |
| I N T E R A C T I V E<br>B R O K E R S L L C                       | 415     | 2.14    |
| 佐 々 善 二 郎                                                          | 375     | 1.94    |
| 佐 々 千 恵 子                                                          | 321     | 1.66    |

(注) 持株比率は、自己株式 (1,669,439株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況           |
|-----------|---------|-----------------------------------|
| 代表取締役社長   | 佐々昌俊    |                                   |
| 取 締 役     | 佐々雅彦    | 管理本部長兼総務部長                        |
| 取 締 役     | 松本隆行    | 営業本部長兼店舗開発部長<br>ネオック株式会社代表取締役社長   |
| 取 締 役     | 森重洋一    | 株式会社のぞみ合同会計社代表取締役<br>BCC株式会社社外監査役 |
| 取 締 役     | 山田吉隆    | 山田吉隆税理士事務所代表                      |
| 常 勤 監 査 役 | 山 岸 仁   |                                   |
| 監 査 役     | 明石敬子    | 任天堂株式会社社外取締役（監査等委員）               |
| 監 査 役     | 溝内 有 香  |                                   |
| 監 査 役     | 松 嶋 依 子 | BCC株式会社社外取締役                      |

- (注) 1. 2025年6月27日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、監査役叶雅文氏及び吉岡一彦氏は辞任により退任いたしました。
2. 取締役森重洋一氏及び山田吉隆氏は、社外取締役であります。
3. 監査役明石敬子氏、溝内有香氏及び松嶋依子氏は、社外監査役であります。
4. 監査役明石敬子氏は、税務署長を歴任した税理士としての経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役溝内有香氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役松嶋依子氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役森重洋一氏、山田吉隆氏並びに監査役明石敬子氏、松嶋依子氏が兼職している上記の法人等と当社との間には特別の関係はありません。
8. 当社は、森重洋一氏、山田吉隆氏、明石敬子氏、溝内有香氏及び松嶋依子氏の5名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。被保険者の保険料は全額当社が負担しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役 員 区 分 | 報酬等の総額<br>( 百 万 円 ) | 報 酬 等 の 種 類 別 の 額<br>( 百 万 円 ) |    | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|---------|---------------------|--------------------------------|----|-----------------------|
|         |                     | 基本報酬                           |    |                       |
|         |                     | 固定報酬                           | 賞与 |                       |
| 取 締 役   | 44                  | 44                             | －  | 7                     |
| 監 査 役   | 9                   | 9                              | －  | 6                     |
| 合 計     | 54                  | 54                             | －  | 13                    |

- (注) 1. 上記の員数及び報酬等の総額に、2025年6月27日付で退任した取締役2名及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 上記の報酬等の総額に、社外役員6名の基本報酬（固定報酬）8百万円を含んでおります。
3. 取締役の基本報酬の額は、1988年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名であります。
4. 監査役の基本報酬の額は、1994年6月29日開催の第34期定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。
5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等
- 当社は、取締役会において、次のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当該取締役会には、社外取締役及び社外監査役の全員が出席し意見・助言等を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ① 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と、株主総会に議案として上程し、決議後の一定の時期に支払われる賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

### ② 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針

現状では自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入していないが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度については当社の置かれている経営環境等を考慮して、今後の検討課題とします。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長佐々昌俊に対し各取締役の担当部門の業績等を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、報酬の決定については、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬の決定方針及び報酬基準に則して報酬が適切に決定されていることから、任意の報酬委員会等の独立した諮問委員会が必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役森重洋氏は、当事業年度開催の取締役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地を活かし、主に財務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
- ・取締役山田吉隆氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち13回出席いたしました。税理士としての専門的見地を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督機能及びコンプライアンスの維持・向上に尽力いただき、出席した取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。
- ・監査役明石敬子氏は、当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、主に税務署長を歴任した税理士としての経験から必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役溝内有香氏は、2025年6月27日就任以降に開催の取締役会10回及び監査役会9回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役松嶋依子氏は、2025年6月27日就任以降に開催の取締役会10回及び監査役会9回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人  
(2) 報 酬 等 の 額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 33百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容（監査時間・配員等）、前事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 上記報酬等には前事業年度に係る追加報酬 1 百万円が含まれております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額    | 科 目              | 金 額    |
|----------|--------|------------------|--------|
| (資産の部)   |        | (負債の部)           |        |
| 流動資産     | 7,833  | 流動負債             | 1,486  |
| 現金及び預金   | 4,593  | 買掛金              | 346    |
| 受取手形     | 5      | 未払法人税等           | 195    |
| 売掛金      | 793    | 契約負債             | 346    |
| 商品及び製品   | 2,216  | 賞与引当金            | 105    |
| 原材料及び貯蔵品 | 36     | その他              | 492    |
| その他      | 189    | 固定負債             | 523    |
| 貸倒引当金    | △1     | 繰延税金負債           | 145    |
| 固定資産     | 6,452  | 再評価に係る繰延税金負債     | 4      |
| 有形固定資産   | 3,053  | 資産除去債務           | 322    |
| 建物及び構築物  | 1,011  | その他              | 50     |
| 土地       | 1,782  | 負債合計             | 2,009  |
| その他      | 259    | (純資産の部)          |        |
| 無形固定資産   | 15     | 株主資本             | 14,443 |
| ソフトウェア   | 13     | 資本金              | 5,478  |
| その他      | 2      | 資本剰余金            | 6,962  |
| 投資その他の資産 | 3,383  | 利益剰余金            | 3,054  |
| 投資有価証券   | 757    | 自己株式             | △1,051 |
| 敷金及び保証金  | 2,444  | その他の包括利益累計額      | △2,167 |
| その他      | 180    | その他有価証券<br>評価差額金 | 308    |
| 資産合計     | 14,286 | 土地再評価差額金         | △2,475 |
|          |        | 純資産合計            | 12,276 |
|          |        | 負債純資産合計          | 14,286 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2025年4月1日から )  
( 2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金   | 額      |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 15,283 |
| 売上原価            |     | 4,723  |
| 売上総利益           |     | 10,560 |
| 販売費及び一般管理費      |     | 10,334 |
| 営業利益            |     | 225    |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息及び受取配当金     | 23  |        |
| 保険配当金           | 12  |        |
| 受取家賃            | 29  |        |
| 固定資産売却益         | 13  |        |
| 協賛金収入           | 3   |        |
| その他の            | 21  | 103    |
| 営業外費用           |     |        |
| 固定資産除却損         | 7   |        |
| 店舗閉鎖損失          | 3   |        |
| 貸貨費用            | 14  |        |
| その他の            | 2   | 28     |
| 経常利益            |     | 300    |
| 特別利益            |     |        |
| 投資有価証券売却益       | 25  | 25     |
| 特別損失            |     |        |
| 減損損失            | 42  |        |
| 投資有価証券評価損       | 5   | 47     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 278    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 124 |        |
| 法人税等調整額         | △1  | 123    |
| 当期純利益           |     | 155    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | -      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 155    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
|-----------|--------|--------------|--------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)       |        |
| 流動資産      | 7,635  | 流動負債         | 1,475  |
| 現金及び預金    | 4,423  | 買掛金          | 346    |
| 受取手形      | 5      | 未払金          | 265    |
| 売掛金       | 791    | 未払法人税等       | 193    |
| 商品        | 2,192  | 契約負債         | 343    |
| 貯蔵品       | 36     | 賞与引当金        | 105    |
| 前払費用      | 104    | その他          | 221    |
| その他       | 82     | 固定負債         | 515    |
| 貸倒引当金     | △1     | 繰延税金負債       | 145    |
| 固定資産      | 6,584  | 再評価に係る繰延税金負債 | 4      |
| 有形固定資産    | 3,034  | 資産除去債務       | 315    |
| 建物        | 987    | その他          | 50     |
| 構築物       | 11     | 負債合計         | 1,991  |
| 工具、器具及び備品 | 258    | (純資産の部)      |        |
| 土地        | 1,777  | 株主資本         | 14,395 |
| その他       | 0      | 資本金          | 5,478  |
| 無形固定資産    | 15     | 資本剰余金        | 6,962  |
| ソフトウェア    | 13     | 資本準備金        | 6,962  |
| その他       | 2      | 利益剰余金        | 3,006  |
| 投資その他の資産  | 3,534  | 利益準備金        | 347    |
| 投資有価証券    | 757    | その他利益剰余金     | 2,658  |
| 関係会社株式    | 191    | 別途積立金        | 4,939  |
| 出資金       | 0      | 繰越利益剰余金      | △2,280 |
| 敷金及び保証金   | 2,406  | 自己株式         | △1,051 |
| その他       | 177    | 評価・換算差額等     | △2,167 |
| 資産合計      | 14,220 | その他有価証券      | 308    |
|           |        | 評価差額金        |        |
|           |        | 土地再評価差額金     | △2,475 |
|           |        | 純資産合計        | 12,228 |
|           |        | 負債純資産合計      | 14,220 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額    |
|-----------------------|--------|
| 売 上 高                 | 15,157 |
| 売 上 原 価               | 4,724  |
| 売 上 総 利 益             | 10,433 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 10,213 |
| 営 業 利 益               | 219    |
| 営 業 外 収 益             |        |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 22     |
| 保 険 配 当 金             | 12     |
| 受 取 家 賃 金             | 27     |
| 受 取 保 険 金             | 0      |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 13     |
| 協 賛 金 収 入             | 3      |
| そ の 他                 | 29     |
| 営 業 外 費 用             |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 7      |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           | 3      |
| 賃 貸 費 用               | 12     |
| そ の 他                 | 2      |
| 経 常 利 益               | 26     |
| 特 別 利 益               | 302    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 25     |
| 特 別 損 失               |        |
| 減 損 損 失               | 42     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 5      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 47     |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 280    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 123    |
| 当 期 純 利 益             | △1     |
|                       | 121    |
|                       | 158    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年 5 月 15 日

愛眼株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 炭 廣 慶 行  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛眼株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛眼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年 5 月 15 日

愛眼株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
大阪事務所

|          |       |   |   |   |   |
|----------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 松 | 井 | 理 | 晃 |
| 業務執行社員   |       |   |   |   |   |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 炭 | 廣 | 慶 | 行 |
| 業務執行社員   |       |   |   |   |   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛眼株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び抜粋した事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、決裁書類等を閲覧し、内部監査室が実施した監査の結果を共有し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人と会合を持ちその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見の交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年 5月18日

愛 眼 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役（議長）山   岸                  仁

監   査   役（社外監査役）明   石   敬   子

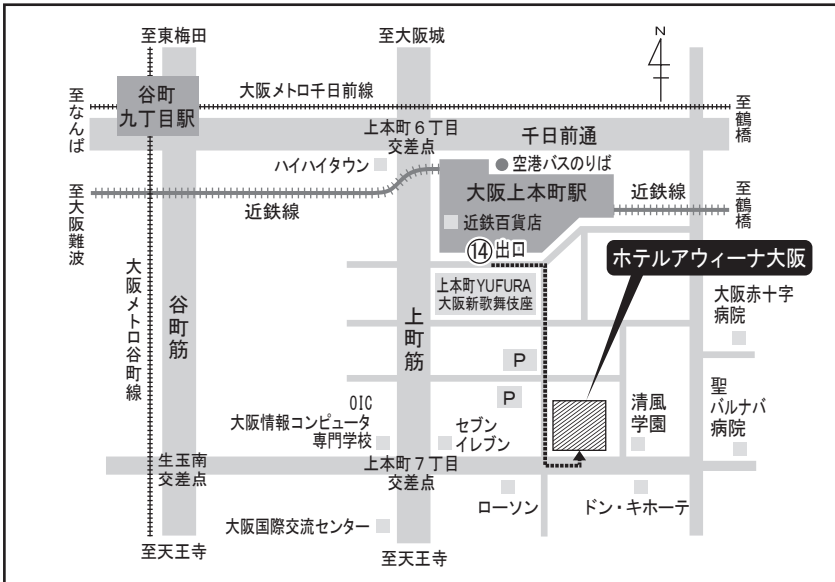
監   査   役（社外監査役）溝   内   有   香

監   査   役（社外監査役）松   嶋   依   子

## 株主総会会場ご案内図

(会場) 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号  
ホテルアウィーナ大阪「金剛の間」(4階)  
電話 06(6772)1441

- ・近鉄大阪上本町駅14番出口より徒歩約3分
- ・大阪メトロ<谷町線・千日前線>谷町九丁目駅より徒歩約10分



(なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからず)  
(ご了承くださいますようお願い申し上げます。)